

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思われます。もし、これが下記の病気ですと、他の児童・生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法により出席停止となります。しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。なお、病気が治って登校する場合は、別紙の医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

停止期間の基準

(平成27年1月21日より)

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザを言う。）	治癒するまで
第二種	・インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く）	・発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	・百日咳	・特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	・麻疹	・解熱した後3日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎	・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	・風しん	・発しんが消失するまで
	・水痘	・すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱	・主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	・結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	・病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

<注> ・上記の出席停止期間は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。
・手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症は、出席停止扱いにはなりません。

主治医様

ご多忙中おそれいりますが、下記証明書は出席可能になりましたら、ご記入のうえ保護者へお渡しください。

----- く き り と り せ ん -----

証明書

高崎市立新町中学校長 様

年 組 氏 名

病 名 「 _____ 」

上記の者は 月 日より出席停止となっていましたが、他に感染のおそれ
がなくなりましたので、 月 日から出席してよいと考えます。

備 考

平成 年 月 日

医療機関名

医 師

印